

盛岡広域振興局長告示第67号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

平成25年7月26日

盛岡広域振興局長 杉原永康

位置	延長（メートル）	幅員（メートル）	指定年月日
八幡平市大更第19地割22番5、187番1及び214番の一部	56.40	6.00	平成25年7月5日

備考 関係図書は、盛岡広域振興局土木部及び八幡平市役所に備えておいて縦覧に供する。